

令和7年第2回四万十町議会定例会

議案説明資料（追加）

令和7年6月10日

四 万 十 町

目次

議案番号	付議事件名	ページ
議案第 6 3 号	塵芥収集車の売買契約の締結について	1
議案第 6 4 号	四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	3
議案第 6 5 号	四万十町議会議員及び四万十町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について	5

■議案第63号 塵芥収集車の売買契約の締結について

【要旨】

本町における一般廃棄物の収集運搬業務は、NPO法人四万十町環境・雇用創出協会に業務を委託し、塵芥収集車両については町からの貸与方式としています。

現在、塵芥収集車両はパッカー車5台とダンプ7台の計12台を貸与しており、これらの車両については、計画的に更新整備することとしています。

今回更新する車両は、平成15年3月に初度登録された走行距離約23万kmの車両で、22年以上使用しており経年劣化による車体の腐食が著しく、補修による修繕も限界を迎えていることから更新するものです。

本議案は、指名競争による入札の結果、落札した下記事業者と売買契約を締結するため、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年条例第47号）第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

【売買契約締結内容】

契 約 件 名	令和7年度 四万十町塵芥収集車購入事業
契 約 金 額	5,324,000 円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 484,000 円）
契約の相手方	高知市大津甲 274-1 高知日野自動車株式会社 代表取締役 濱田 英男
納 入 場 所	四万十町 秋丸 地内
納 期	議決日の翌日から令和8年3月17日まで
購 入 物 品	塵芥収集車 1 台 最大積載量：2,000 kg 形状：深あおりダンプ

【根拠法令】

四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

入 札 記 録			
事 業 名	令和 7 年度 四万十町塵芥収集車購入事業		
入 札 区 分	指名競争入札		
入 札 日 時	令和 7 年 5 月 2 9 日 午前 1 1 時 3 0 分		
入 札 場 所	四万十町役場 西庁舎 3 階 会議室 3 A		
予 定 価 格①	7,618,930 円	最低制限価格	円
落札決定金額②	5,324,000 円	落札率	②／①＝ 69.88%
契 約 金 額	5,324,000 円	内取引に係る消費税及び地方消費税額	484,000円
請 負 者 名	高知市大津甲 2 7 4 － 1 高知日野自動車株式会社		
契 約 保 証 金			
業 者 名	第 1 回		備 考
いすゞ自動車中国四国(株) 四国支社 高知支店	6,941,000 円		
高知トヨペット(株)須崎店	辞退		
高知日産プリンス販売(株)	辞退		
高知日野自動車(株)	5,324,000 円	◎落◎	
備 考	金額は全て消費税及び地方消費税額を含んだものです。		

■議案第64号 四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

【要旨】

参議院議員通常選挙が執行される年の定例的な法改正として、最近の物価変動等を踏まえた投票所経費等の基準額の改定並びに投票所及び開票所の事務を行うための設備の整備等に係る加算規定等を設けるため、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）が改正され、本年6月4日から施行されています。

同法第14条第1項において、選挙長、投票管理者、開票管理者、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人が職務のために要する1日あたりの費用の額が規定されていますが、今回の法改正によりこの額が引き上げられましたので、同法に定める額と同額を規定している四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年四万十町条例第35号）について、改正を行うものです。

【改正内容】

選挙長等の報酬の額を改正します。

【新旧対照表】

改正後		改正前	
別表（第2条、第3条関係）		別表（第2条、第3条関係）	
区分	報酬の額	区分	報酬の額
(略)	(略)	(略)	(略)
選挙長・開票管理者	日額 <u>12,200 円</u>	選挙長・開票管理者	日額 <u>10,800 円</u>
投票所の投票管理者	日額 <u>14,500 円</u>	投票所の投票管理者	日額 <u>12,800 円</u>
期日前投票所の投票管理者	本庁・地域振興局の場合 日額 <u>12,800 円</u> その他の場合 日額 <u>9,500 円</u>	期日前投票所の投票管理者	本庁・地域振興局の場合 日額 <u>11,300 円</u> その他の場合 日額 <u>8,400 円</u>
投票所の投票立会人	日額 <u>12,400 円</u>	投票所の投票立会人	日額 <u>10,900 円</u>
期日前投票立会人	本庁・地域振興局の場合 日額 <u>10,900 円</u> その他の場合 日額 <u>8,100 円</u>	期日前投票立会人	本庁・地域振興局の場合 日額 <u>9,600 円</u> その他の場合 日額 <u>7,100 円</u>
開票・選挙立会人	日額 <u>10,100 円</u>	開票・選挙立会人	日額 <u>8,900 円</u>
(略)	(略)	(略)	(略)

【施行期日】

公布の日

【参考法令】

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律 抜粋

(選挙長等の費用弁償額)

第 14 条 選挙長（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙にあつては選挙分会長、参議院合同選挙区選挙にあつては選挙長及び選挙分会長。以下この条において同じ。）、投票管理者、開票管理者、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人が職務のために要する費用の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 選挙長	1 日につき	12,200 円
(2) 投票所の投票管理者	1 日につき	14,500 円
(3) 共通投票所の投票管理者	1 日につき	14,500 円
(4) 期日前投票所の投票管理者	1 日につき	12,800 円
(5) 開票管理者	1 日につき	12,200 円
(6) 投票所の投票立会人	1 日につき	12,400 円
(7) 共通投票所の投票立会人	1 日につき	12,400 円
(8) 期日前投票所の投票立会人	1 日につき	10,900 円
(9) 開票立会人	1 日につき	10,100 円
(10) 選挙立会人	1 日につき	10,100 円

2・3 (略)

■議案第65号 四万十町議会議員及び四万十町長の選挙における選挙運動の
公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

【要旨】

参議院議員通常選挙が執行される年の定例的な法改正として、最近の物価変動等を踏まえ、国会議員の選挙運動に関し、選挙運動用ポスターの作成等に要する経費に係る公費負担の限度額を引き上げるため、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）が改正され、本年6月4日から施行されています。

同令第109条の8は選挙運動用ビラの作成について、同令第110条の4は選挙運動用ポスターの作成について、それぞれ公費負担の単価等について規定されていますが、今回の改正によりこの額が引き上げられましたので、同令に定める額に準じた金額を規定している四万十町議会議員及び四万十町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和3年四万十町条例第24号）について、改正を行うものです。

【改正内容】

1. 選挙運動用ビラの作成の公費負担額（第8条）

区分	改正後単価	改正前単価
1枚当たり	8円38銭	7円73銭

2. 選挙運動用ポスターの作成の公費負担額（第11条）

区分	改正後単価	改正前単価
1枚当たりの印刷費相当分	586円88銭	541円31銭

【新旧対照表】

別紙のとおり

【施行期日】

公布の日

【参考法令】

公職選挙法施行令 抜粋

（ビラの作成の公営）

第109条の8 前条の規定は、衆議院小選挙区選出議員又は参議院議員の選挙における公職の候補者（参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で法第86条の3第1項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。）が法第142条第10項（同項のビラの作成に係る部分に限る。）の規定の適用を受けようとする場合について準用する。この場合において、前条第2項第1号中「35,000枚」とあるのは「50,000枚」と、「8円62銭」とあるのは「8円38銭」と、同項第2号中「35,000

枚」とあるのは「50,000枚」と、「301,700円と7円46銭」とあるのは「419,000円と5円62銭」と、同条第3項中「8円62銭」とあるのは「8円38銭」と読み替えるものとする。

(ポスターの作成の公営)

第110条の4 (略)

2 衆議院小選挙区選出議員又は参議院議員の選挙における公職の候補者(参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で法第86条の3第1項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除き、前項の規定による届出をした者に限る。以下この項及び次項において「特定候補者」という。)が前項の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された特定ポスターの一枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を超えるときは、当該各号に定める金額)に当該特定ポスターの作成枚数(当該特定候補者を通じて、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては当該選挙区におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては70,000枚の範囲内のものであることにつき、総務省令で定めるところにより、当該特定候補者からの申請に基づき、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額については、法第143条第14項後段において準用する法第141条第7項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては都道府県が、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては国が、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に316,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 586円88銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 293,440円と30円73銭にその500を超える数を乗じて得た金額との合計金額

(2) (略)

3～4 (略)

四万十町議会議員及び四万十町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続) 第8条 町は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が8円38銭を超える場合には、8円38銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が確認したものにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。 (選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続) 第11条 町は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、586円88銭に当該選挙のポスター掲示場の数に乗じて得た金額に50,000円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙のポスター掲示場の数に1.2を乗じて得た枚数（その枚数に10枚未満の端数がある場合には、その端数は、10枚とする。）の範囲内のものであることにつき、委員会が確認したところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。	(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続) 第8条 町は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円73銭を超える場合には、7円73銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が確認したものにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。 (選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続) 第11条 町は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、541円31銭に当該選挙のポスター掲示場の数に乗じて得た金額に50,000円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙のポスター掲示場の数に1.2を乗じて得た枚数（その枚数に10枚未満の端数がある場合には、その端数は、10枚とする。）の範囲内のものであることにつき、委員会が確認したところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。